

長浜市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 滋 賀 県 長 浜 市

事 業 名 : 下 水 道 事 業 (個 別 排 水 処 理 事 業)

策 定 日 : 平 成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平 成 28 年 度 ~ 平 成 37 年 度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成15年3月28日 (14年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適
処理区域内人口密度		流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1処理区		
処理場数	1箇所		
広域化 実施状況*1	昭和46年度策定の「琵琶湖周辺流域下水道基本計画」に基づき、滋賀県では、湖南中部、東北部、湖西、高島の4処理区からなる流域下水道整備を進めてきました。長浜市では、東北部処理区として昭和47年3月の事業計画を基に、昭和58年から流域関連公共下水道事業に着手し、東北部浄化センターにおいて、平成3年4月から、下水道の供用を開始しています。		
共同化 実施状況*1	平成22年1月の合併以降、長浜市には、長浜水道企業団が経営する水道事業と長浜市が経営する水道事業が併存し、合併によるスケールメリットを活かすために、すべての水道事業を長浜水道企業団に統合する広域化を推進し、管理の一体化、経営の一本化を図ってきました。その過程において、上下水道事業の一元化に向けた取り組みを進め、料金システムの共同利用による効率化として、平成26年から長浜市下水道使用料の徴収事務の一部を長浜水道企業団に委託しています。		
最適化 実施状況*1	農業集落排水処理による施設は、長浜市には57施設あり、流域下水道の幹線整備の進捗に併せ、公共下水道に接続する計画を平成27年に策定しました。計画では、公共下水道の処理区域内の32施設を対象として、処分制限期間である供用後30年を経過した施設から順次接続することとしています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	日本下水道協会発行の「公共下水道使用料算定の基本的考え方」を基に下水道事業における固定費の基本使用料への配分を行い、現行体系では25%の基本使用料配分比としています。残りの75%を従量使用料として一般家庭における使用実態を考慮し、月100m ³ までを3ランクに分けた累進制を採用しています。			
業務用使用料体系の 概要・考え方	事業所等の排水については、月750m ³ を超える特定事業所については、別途特定排水として従量単価を設け、それ以下の規模の事業所には、100m ³ と750m ³ の間に2ランクを加えた体系としています。 なお、官公署等の事業所については、特定排水単価の適用は行わず、公衆浴場には、300m ³ を超える部分について逓減単価を用いています。			
その他の使用料体系の 概要・考え方	特にありません			
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	2,785 円(税込)	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	
	平成26年度	2,785 円(税込)		
	平成25年度	2,785 円(税込)		
	平成27年度		平成27年度	3,379 円(税込)
			平成26年度	3,282 円(税込)
			平成25年度	3,065 円(税込)

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	平成28年度上下水道関係職員数 都市建設部 上下水道課 25名 北部振興局 上下水道課 12名 計 37名 公共下水道事業 22名 農業集落排水事業 5名 簡易水道事業 2名 一般会計 8名
事業運営組織	平成22年1月1日：1市6町市町合併 ・合併前の状況 1市6町 総職員数 51名 ・合併時 本庁+6支所体制 47名 ・平成24年度 北部振興局設置 48名 ・平成25年度 簡易水道事業経営統合（長浜水道企業団）47名 ・平成26年度 支所業務廃止 43名 ・平成27年度 上水道事業経営統合（長浜水道企業団）38名 ・平成28年度 本庁+北部振興局体制 37名 合併前との比較（△14名） ・平成29年度 簡易水道事業経営統合（長浜水道企業団）予定

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	現在活用はありません
	イ 指定管理者制度	現在活用はありません
	ウ PPP・PFI	現在活用はありません
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	現在活用はありません
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	現在活用はありません

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析：別添のとおり

2. 経営の基本方針

平成27年3月、長浜市における下水道事業における課題を整理し、平成40年度を目標とした「長浜市下水道ビジョン」を策定、併せて、平成27年度からの5ヶ年の関係市町の負担金算定等「琵琶湖流域下水道東北部経営計画（滋賀県）」の策定を踏まえて、「長浜市下水道事業中期経営計画」を策定したところです。

当初、県下の生活排水処理は、市街地だけでなく広大な農村地域も含めて、流域公共下水道事業によって対処するものと考えられておりましたが、昭和55年6月県議会において、農村下水道を都市計画区域外の地域を中心に導入するという方針転換がなされ、農業集落排水事業が推進されました。

長浜市においても、これらの地域が流域下水道の恩恵を受けるには相当の年数を要することから、昭和56年度以降、農業集落排水事業による整備を進め、平成17年度には55地区の処理施設が完工し、生活環境の向上に寄与してきました。しかし、供用開始後30年を経過する施設が加速度的に増加していくことから、老朽化への対応として、本来の流域下水道への接続を計画しました。

また、経営面では、平成27年度の維持管理に係る汚水処理原価を比較しますと、流域処理が175円/m³に対し、農業集落排水処理では232円/m³と格差が生じており、今後もますます乖離していくことが予想されます。こうした状況も踏まえ、平成40年度までに下水道区域内の32処理施設を接続する計画を掲げ、事業の進捗を図っていきます。

このように流域下水道への早期接続を進め、管理コストの軽減を図っていくほか、上下水道事業の一元化として、長浜水道企業団との間において、下水道使用料の徴収事務受委託により事務の省力化を継続していきます。一般会計からの繰入については、基準に基づく措置額を確保することにより、財政基盤の安定に努めていきます。

なお、個別排水処理事業については、旧余呉町の1地区で、処理人口21人の規模で維持管理経営を行っており、今後も引き続き本事業を実施していきます。

3. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

当該地区は、平成6年に創設された個別排水処理事業として、農業集落排水施設整備事業の国庫補助対象とならない規模の事業であり、自ら個別の住宅における合併処理浄化槽の整備を目的として進めてきました。このため、小規模集合排水処理に比べ、事業費は抑制された汚水処理とされており、起債は償還済みとなっています。

施設は、単独処理による不採算経営の中、老朽化の進行と修繕費の高騰が進むため、計画的な改築更新を実施していきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

最も大きな財源である使用料収入については、長浜市の人口推移から全体として減少傾向にあることから、平成40年度までは、有収水量、使用料収入とも減少を見込んでいます。

使用料収入は、平成26年度から公共下水道使用料に統一し経営改善を図っていますが、従量制からの移行による節水意識の醸成から使用が抑制されている傾向がみられます。また一方で、個別排水処理事業は、単独処理を行っているため、施設の老朽化による修繕費の増加により、汚水処理原価が流域下水道処理に比べ非常に高いものとなっています。このため、使用料収入が維持管理費の7割程度の回収にとどまっていることから、料金水準の見直しが必要となっています。

一般会計繰入金については、維持管理に係る費用を見込んでいます。

今後は、受益者負担の原則のもと適正な使用料水準の見直しを進めるとともに、一般会計繰入金の抑制に努め、下水道事業会計の収支均衡を図ります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

個別の住宅における合併処理浄化槽は、経年劣化に伴い不具合がみられ、修繕費の高騰が見込まれます。このことに対しては、毎年度予算の平準化を考慮した維持管理を実施していきます。

使用料徴収事務については、上下水道事業の一元化を進めており、平成26年度より料金システムの共同利用による事務の効率化を図り、長浜水道企業団への使用料徴収業務を委託しており、この委託料を計上しています。

物件費については、物価上昇は見込まず、現状の水準で推移するものとしています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	
投資の平準化に関する事項	施設の更新については、投資の平準化を図っていきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用者負担の公平性と一般会計繰入金を縮減し安定した財源を確保するため、今後適正な使用料水準を検討します。
資産活用による収入増加の取組について	
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	平成26年度より下水道使用料の徴収事務を長浜水道企業団へ委託し事務の効率化に努めていますが、民間事業者の参入も視野に入れ検討していきます。
職員給与費に関する事項	
動力費に関する事項	老朽化する施設の維持管理を安定的に行っていくため、長寿命化計画に基づく更新と併せて、継続的にコスト軽減策を講じ負担を抑えていきます。
薬品費に関する事項	老朽化する施設の維持管理を安定的に行っていくため、長寿命化計画に基づく更新と併せて、継続的にコスト軽減策を講じ負担を抑えていきます。
修繕費に関する事項	老朽化する施設の維持管理を安定的に行っていくため、長寿命化計画に基づく更新と併せて、継続的にコスト軽減策を講じ負担を抑えていきます。
委託費に関する事項	老朽化する施設の維持管理を安定的に行っていくため、長寿命化計画に基づく更新と併せて、継続的にコスト軽減策を講じ負担を抑えていきます。
その他の取組	

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本経営戦略は、PDCAサイクルを活用し、毎年度進捗管理（モニタリング）及び見直し（ローリング）を行っていきます。
---------------------	--

(法非適用企業)

収支計画(※)

個別排水処理事業

(単位:千円, %)

区 分	年 度	26年度 (決算)	27年度 (決算)	28年度 (本年度)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)												
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)												
前年度繰上充用金	(M)												
収益的支出に充てた地方債	(N)												
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)												
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)												
実 質 収 支	黒 字 (R)												
(P)-(Q)	赤 字 (S)												
赤字比率	$\left(\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$												
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(T)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (U)	473	389	384	378	372	371	366	360	355	350	344	339
地方財政法による 資金不足の比率	$((T)/(U) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(V)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(W)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(X)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((V)/(X) \times 100)$												
他会計借入金残高	(Y)												
地方債残高	(Z)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	26年度 (決算)	27年度 (決算)	28年度 (本年度)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収益的収支分		1,335	1,141	1,145	1,197	1,203	1,204	1,256	1,262	1,267	1,321	1,327	1,332
うち基準内繰入金		1,335	1,141	1,145	1,197	1,203	1,204	1,256	1,262	1,267	1,321	1,327	1,332
うち基準外繰入金													
資本的収支分													
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
合 計		1,335	1,141	1,145	1,197	1,203	1,204	1,256	1,262	1,267	1,321	1,327	1,332